

2017年10月9日

明日、第48回衆議院選挙が公示になります。今回の衆議院選挙は解散から始まって様々なことが起きています。まだまとまりませんが、現在私が考えていることをこのサイトに載せておきます。このページを訪れていただけて読んでいただいた皆さんが感じになるところがございましたら、メールなどでお知らせいただければ幸いです。

また、盛岡市議会9月定例会や、被災地支援『マンガ家が岩手を応援するツアー』、チャイルドラインいわて『子どもの今を知る連続講座』などの活動日程が既に決まっていたため、それに忙殺され、私の考えを表明するのが大変遅れてしまったことをお詫びいたします。

<文章全体の要旨>

1. 「政権に有利だから」という理由の国会解散は問題がある。法律で禁止すべき
2. 最も大きな課題は『デフレ脱却による完全雇用と人々の暮らしの向上』
3. 憲法を含めた法律の改正は、その必要性から始められるべきなのでは？
4. 国会が国民の生活の実態や支援の現場を知らないことが一番の問題
5. 今回の選挙では、安倍政権の暴走を止めることを目的とし、それに有効であろう個人を選択する。反緊縮・金融緩和の経済政策と人々の暮らしの中期的目標をかかげ、成果を出そうとする政党がないので、創るしかない？

<ここから本文です>

1. 「政権に有利だから」という理由の国会解散は問題がある。法律で禁止すべき

今回の解散は、内閣不信任案が出されたわけではなく、憲法7条における『内閣の助言と承認による天皇の国事行為』として行われました。安倍首相曰く「消費税増税後の使い方について国民の信を問う」ための解散とのことですが、それが国会で審議され国民が二分されるような大問題になっているならまだしも、現時点では民意を図りかねる非常に重大な事柄とは言えないものです。(これについては2017年9月29日に行われた盛岡市議会9月定例会の最終日、補正予算にかかる審議の際に発言しました。10月9日時点のインターネット中継録画ではまだアップされていませんが、ご興味のある方は後ほど盛岡市議会インターネット中継をご覧ください)

日本と同じく議院内閣制をとるイギリスでは、2011年に『議員任期固定法』によって、下院の3分の2以上の賛成を得なければ解散は出来ないこととなり、首相の解散権に制限がかけられるようになりました。首相の胸先三寸で解散が行われることを容認すれば、議員の活動が選挙を優先したものになりがち傾向を生んでしまいますし、何よりも、政権が有利な時に解散が出来るので、選挙の公正さを失ってしまいます。私はイギリスのように首相の解散権を制限する法律を制定すべきだと考えます。

2. 最も大きな課題は『デフレ脱却による完全雇用と人々の暮らしの向上』

2011年の東日本大震災による被災者の支援活動に関わったことから、私は生活困窮者の支援にかかる課題を活動の中心に据えて来ました。そこから、障がい者や『生きづらさ』を抱える若者の支援、『子どもの貧困』に係る活動に広げてきました。その中で『困難を抱えた人達は就労することによって好転する』ことに気づきました。

就労することは、生活に直結するだけでなく自尊心に大きな影響をもたらします。特に、失業率と自殺者数には相関関係があると証明されています。その他にも失業率が改善することによって好転する課題が多いことは、松尾匡立命館大学経済学部教授のレポートにより知ることができました。

生きづらさや困難が続けば、現状に不満を持ちその鬱屈を、他者を攻撃することではらそうとする気持ちが生まれます。移民問題や人種差別など、それが政治的に利用されていくことは、アメリカ合衆国など世界的現象になっています。民主主義を守り、発展させるためには、経済成長による生活の安定長が不可欠だと考えるようになりました。

現在、日本を覆うデフレを解決して、職のない人には職を、収入の少ない人には可処分所得の増加をもたらすことが、民主的な政治運営をもたらします。

私は、この考えに則って今後の政治活動を続けていきたいと思っています。盛岡市議会9月定例会での一般質問は、それを下敷きにして行ったものです。また、この考え方に大きな影響を与えた松尾匡教授のレポートがダウンロード出来るページも下記にリンクしますので、ご興味のある方はご一読ください。

いせ志穂の盛岡市議会9月定例会一般質問

http://www.morioka-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=play_vod&inquiry_id=693

松尾匡教授経済政策提言レポート

<https://economicpolicy.jp/2017/08/13/921/>

3. 憲法を含めた法律の改正は、その必要性から始められるべきなのでは？

今回の衆議院選挙では『憲法改正』が一つの判断基準になると報道されていますが、私には若干の違和感があります。「法律というのは、国民の生活にとって必要なルールを定めるものですから、それに沿って行われれば良いのでは」と思うからです。現在の論議は『改憲するための改憲論議』になっています。『国難』を言っている時代に、こんな悠長なことをしていて良いのか大変疑問です。

その中でも一番問題になっている憲法9条についての考えを書いておきたいと思います。

現在、北朝鮮の核・ミサイル開発が大きな脅威として問題になっています。もし、米朝間で戦闘が始まれば、朝鮮半島や日本における被害は途方もないものになる可能性があることから、これを抑え、北朝鮮が交渉の席に出てくるよう促すことに、日本は最大限の努力を費やさねばなりません。その場合、韓国や中国は連携すべき国の筆頭になります。そ

れらを大きく刺激するであろう 9 条改正を現在行おうとするのは愚作です。北朝鮮危機を語る政党ほど、9 条改正に対して前のめりに感じられるのですが、整合性がないと思います。

4. 国会が国民の生活の実態や支援の現場を知らないことが一番の問題

私は市議会議員として 18 年間活動し、その間に選挙も含む政治活動や市民活動も行ってきました。その間、NGO、NPO、様々な民間の活動を行っている人達には「で、地域の人はこのことについてどう思っているの？」と何度も尋ねられましたが、政治家から聞かれたことは数えるほどしかありません。これは私が既成政党に属しておらず、そのあり方を批判してきた所為もあるのかと、選挙と関わりのない何人かの人達（町内会自治会や経済団体の人達）に尋ねてみると「昔はそういうの結構あったけど、今は全然ないなあ」という答えが圧倒的でした。

小選挙区制度の下では党の公認決定が、選挙の勝敗を左右する最も大きな要因となり、その結果、国民の動向を軽視する風潮に繋がっているのではないかと懸念しています。前述の松尾匡教授のレポートも幾人かの方にお渡ししたのですが、それが国政に関わる事柄であったのにも関わらず、反響があったのは地方自治に関わっている人達が圧倒的に多かったという結果に終わりました。

5. 今回の選挙では、安倍政権の暴走を止めることを目的とし、それに有効であろう個人を選択する。反緊縮・金融緩和の経済政策と人々の暮らしの中期的目標をかかげ、成果を出そうとする政党がないので、創るしかない？

私は安倍政権に対して、その民主主義を無視するような政局運営に反対してきた一人です。安保法制に関しては、憲法違反という側面だけではなく、極東軍事戦略に対しての有効性が議論されることなく決定してしまったことに大きな疑念を感じていますし、森友・家計問題に関しては、『お友達優遇』ということだけではなく「果して特区というものは、有効な経済政策なのか（弊害と比べてどっちが大きいのか）」という議論を切に願っています。

今回の選挙で、希望の党が『既得権益やしがらみ政治の排除』を結党の理由として上げているのにも関わらず、安全保障政策の違いによって「排除」を行ったことは、私にとって大変衝撃的でした（これが軍事戦略の違いによって結党されたものであるのなら、私は大いに納得したと思います）。「これじゃ、安倍自民党とおんなじじゃないか一つ」と思ったわけです。

議会というものは、多種多様な国民の利害を代表した議員がその利害の調整を行う場であると私は認識しています。ですから『国民政党』を名乗るためには、その中に、考えが異なる人々がいることがむしろ重要で、互いの立場を認めながら（押しやり引いたりしながら）議論を積み重ねることによって、出来るだけお互いに納得出来る結論を探し出すことが必要だと思います。意見の異なる者を排除すればするほど、政党のあるいは議員の調

整能力や情報収集能力は衰えます。最終的には議会自体の能力の低下に結びつきかねません。

「今回の選挙、いせさんはどうするの？」と何人もの方に聞かれました。民主的な話し合いを軽視する安倍政権の力を弱めるのと同時に、雇用を縮小し増税を図る緊縮財政の方向に舵を切る政党には政権を取らせない方向で考え、政党ではなく個人を見て、選択を考えたいと思っています。

そして、現在ある政党には満足しかねる者の使命として、国民の生活について関心を寄せ課題解決に奔走する人達と、新しい政治勢力を作るべく努力したいと思います。

ご一読いただきありがとうございました。